

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月25日
【会社名】	株式会社大戸屋ホールディングス
【英訳名】	00TOYA Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 三 森 久 実
【本店の所在の場所】	東京都武蔵野市中町一丁目20番8号
【電話番号】	0422-26-2600（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営企画部長 濱 田 寛 明
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵野市中町一丁目20番8号
【電話番号】	0422-26-2600（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営企画部長 濱 田 寛 明
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 1,294,170,000円 オーバーアロットメントによる売出し 208,224,000円 （注）1 募集金額は、発行価額（会社法上の払込金額）の総額であり、平成25年2月15日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年2月15日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社大阪証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,200,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成25年2月25日(月)開催の取締役会決議によります。

2 本募集(以下「一般募集」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から180,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は一般募集とは別に、平成25年2月25日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式180,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

4 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成25年3月5日(火)から平成25年3月7日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額(会社法上の払込金額であり、以下同じ。)にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	1,200,000株	1,294,170,000	647,085,000
計(総発行株式)	1,200,000株	1,294,170,000	647,085,000

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年2月15日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	発行 価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数 単位	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社大戸屋証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成25年3月8日(金) 至 平成25年3月11日(月) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年3月14日(木) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年3月5日(火)から平成25年3月7日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.ootoya.com/ir/index.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年3月4日(月)から平成25年3月7日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年3月5日(火)から平成25年3月7日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年3月5日(火)の場合、申込期間は「自 平成25年3月6日(水) 至 平成25年3月7日(木)」、払込期日は「平成25年3月12日(火)」

発行価格等決定日が平成25年3月6日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年3月7日(木) 至 平成25年3月8日(金)」、払込期日は「平成25年3月13日(水)」

発行価格等決定日が平成25年3月7日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年3月5日(火)の場合、受渡期日は「平成25年3月13日(水)」

発行価格等決定日が平成25年3月6日(水)の場合、受渡期日は「平成25年3月14日(木)」

発行価格等決定日が平成25年3月7日(木)の場合、受渡期日は「平成25年3月15日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,200,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計	-	1,200,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,294,170,000	18,000,000	1,276,170,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年2月15日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,276,170,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限192,125,500円と合わせ、手取概算額合計上限1,468,295,500円について、1,368,295,500円を平成27年3月末までに当社子会社への投融資資金に、100,000,000円を平成26年3月末までに中国における全家便利商店股? 有限公司(Taiwan FamilyMart Co., Ltd.)との合弁会社の設立出資資金に充当する予定であります。

投融資先の資金使途については、平成25年4月から平成27年3月末までに1,293,295,500円を株式会社大戸屋における国内店舗の新規出店費用(25店舗)及び改装費用(全面改装5店舗及び部分改装10店舗)に、平成25年4月から平成25年6月末までに50,000,000円をOOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD. における運転資金に、平成25年3月から平成25年6月末までに20,000,000円をM OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. における既存店舗の増築・改修及び運転資金に、5,000,000円をOOTOYA (THAILAND) CO., LTD. における増資資金にそれぞれ充当する予定であります。

OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD. は、シンガポール共和国において飲食事業の直営展開を行っております。

M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. は、タイ王国において飲食事業の運営を行っております。

OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. は、タイ王国においてプライベートブランド商品(焼魚に使用する魚の加工品)に係る品質管理事業を行っております。

なお、当社グループの設備計画の内容につきましては、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	180,000株	208,224,000	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から180,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.ootoya.com/ir/index.html>）（新聞等）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成25年2月15日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注)1	自 平成25年 3月8日(金) 至 平成25年 3月11日(月) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	三菱UFJモルガン・ス タンレー証券株式会社の 本店及び全国各支店	-	-

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成25年3月15日(金)であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社」という。)が当社株主から180,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、180,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成25年2月25日(月)開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式180,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成25年3月27日(水)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年3月19日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 180,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一の金額とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |

- (4) 割当先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
(5) 申込期間（申込期日） 平成25年3月26日（火）
(6) 払込期日 平成25年3月27日（水）
(7) 申込株数単位 100株

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年3月5日（火）の場合、「平成25年3月8日（金）から平成25年3月19日（火）までの間」

発行価格等決定日が平成25年3月6日（水）の場合、「平成25年3月9日（土）から平成25年3月19日（火）までの間」

発行価格等決定日が平成25年3月7日（木）の場合、「平成25年3月12日（火）から平成25年3月19日（火）までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である三森久実及び窪田健一は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為（ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割による当社普通株式の発行、ストックオプションの行使による当社普通株式の発行又は譲渡等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ



を記載いたします。

・表紙裏に、以下の内容を記載いたします。

1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（*2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

* 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年2月26日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年3月5日から平成25年3月7日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

* 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

* 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.ootoya.com/ir/index.html>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

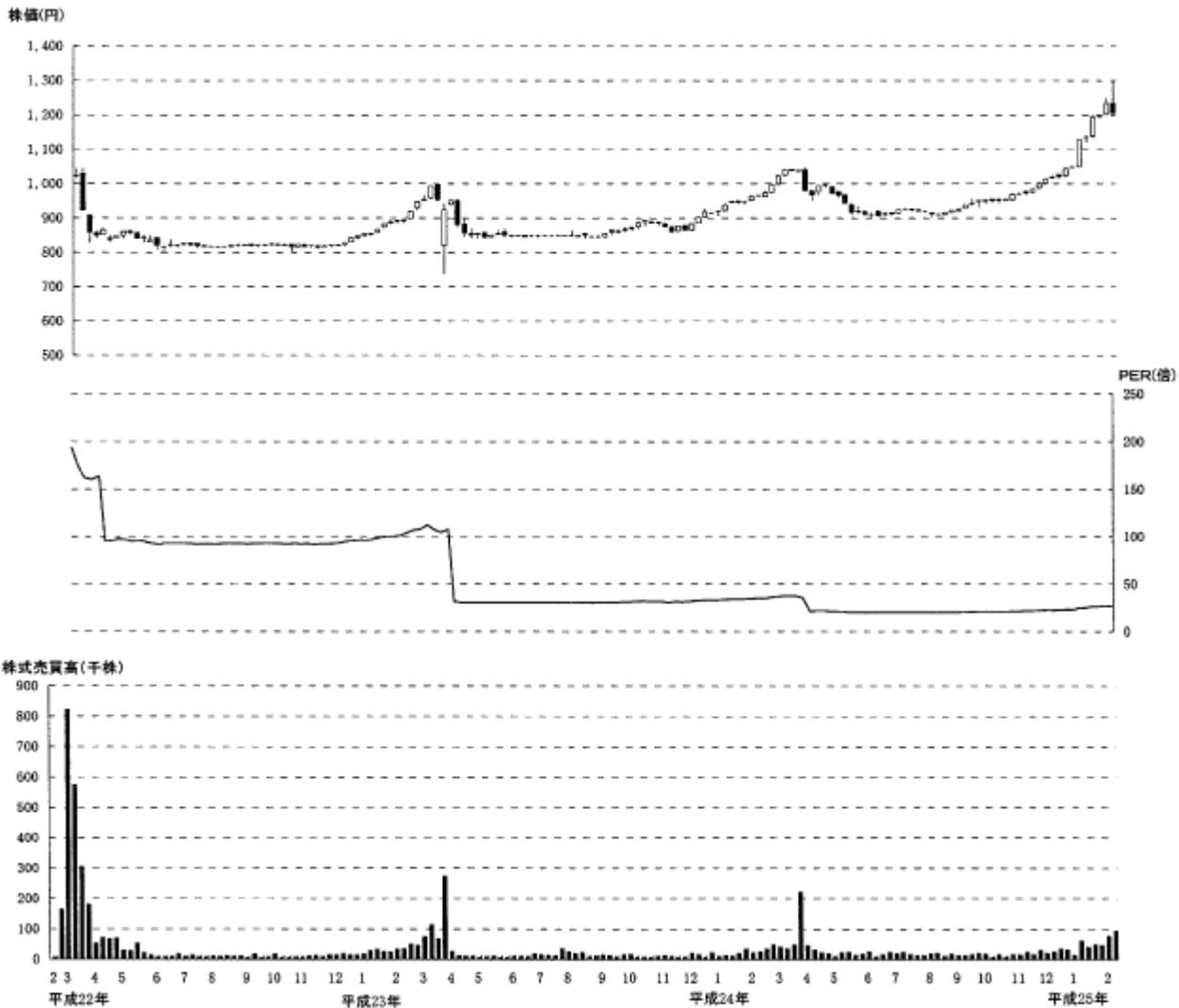
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年2月22日から平成22年3月31日までの株式会社ジャスダック証券取引所（ ）及び平成22年4月1日から平成25年2月15日までの株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

株式会社ジャスダック証券取引所は、平成22年4月1日付で、株式会社大阪証券取引所を存続会社とする吸収合併により株式会社大阪証券取引所に統合されております。



（注）1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

平成22年2月22日から平成22年3月31日については、平成21年3月期有価証券報告書の平成21年3月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成22年4月1日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年2月15日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成24年8月25日から平成25年2月15日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第29期）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画等」は、本有価証券届出書提出日（平成25年2月25日）現在（ただし、既支払額については平成25年1月31日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		増加客席数
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会社 大戸屋	田端アスカタワー 店 (東京都北区)	国内直営 事業	店舗設備	43,874	-	自己資金及び 借入金	平成25年2月	平成25年3月	52
	浅草橋店 (東京都台東区)	国内直営 事業	店舗設備	40,259	7,260	自己資金及び 借入金	平成25年2月	平成25年3月	60
	モラージュ葛蒲店 (埼玉県久喜市)	国内直営 事業	店舗設備	50,821	-	自己資金、借入 金及び当社か らの投融資資 金	平成25年4月	平成25年5月	70
M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.	みつもり (タイ王国バンコ ク市)	海外直営 事業	店舗設備	10,000	-	自己資金、借入 金及び当社か らの投融資資 金	平成25年2月	平成25年4月	14
AMERICA OOTOYA INC.	タイムズスクウェ ア店 (アメリカ合衆国 ニューヨーク州)	海外直営 事業	店舗設備	104,160	13,918	自己資金及び 借入金	平成24年11月	平成25年5月	64

（注） 1 投資予定金額には、敷金及び保証金が含まれております。

2 上記の既支払額の一部には、消費税等は含まれております。

3 「当社からの投融資資金」は、当社が今回の一般募集及び本件第三者割当増資による調達資金を子会社へ投融資するものです。

4 上記の株式会社大戸屋の設備計画については経営会議にて既に承認された3店舗のみを記載しておりますが、平成25年4月から平成27年3月末までの間に、モラージュ葛蒲店を含む新規出店25店舗及び既存店舗の改装15店舗（全面改装5店舗並びに部分改装10店舗）を予定しております。なお、当該期間における株式会社大戸屋の店舗設備に係る投資予定金額は総額1,475,821千円であり、自己資金、借入金のほか当社からの投融資により調達する予定です。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第29期)及び四半期報告書(第30期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成25年2月25日)までの間において当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成25年2月25日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第29期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成25年2月25日)までの間において、臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その内容は下記のとおりであります。

〔平成24年6月27日提出の臨時報告書〕・・・株主総会における議決権行使の結果

1 提出理由

当社は、平成24年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金20円 総額115,997,260円

ロ 効力発生日

平成24年6月27日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、三森久実、窪田健一、土橋久一、濱田寛明、高田知典、都甲和幸、藤岡昭一、三森智文、岩田松雄の9氏を選任する。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	33,218	136	0	(注) 1	可決 93.71
第2号議案 取締役9名選任の件					
三森 久実	33,134	220	0	(注) 2	可決 93.47
窪田 健一	33,130	224	0		可決 93.46
土橋 久一	33,106	248	0		可決 93.40
瀨田 寛明	33,132	222	0		可決 93.47
高田 知典	33,132	222	0		可決 93.47
都甲 和幸	33,082	272	0		可決 93.33
藤岡 昭一	33,102	252	0		可決 93.38
三森 智文	33,111	243	0		可決 93.41
岩田 松雄	33,097	257	0		可決 93.37

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 3. 賛成割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。
 4. 比率の算定に当たっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に参入しております。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

[平成24年11月14日提出の臨時報告書]・・・特定子会社の異動

1 提出理由

当社の特定子会社に異動があり、財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき、提出するものであります。

2 報告内容

特定子会社の異動

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	台湾大戸屋股? 有限公司
住所	台北市中山區中山北路一段152號7樓707室
代表者氏名	三森 久実
資本金の額	60,000千台湾元
事業内容	台湾における大戸屋ブランドの和定食チェーンの展開

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前	6,000,000個
異動後	- 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前	100.0%
異動後	- %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

平成24年9月30日付で、当社が保有する台湾大戸屋股? 有限公司の全株式を全家便利商店股? 有限公司へ譲渡したことに伴い、当社の特定子会社である台湾大戸屋股? 有限公司は、当社の特定子会社に該当しないこととなるためであります。

異動の年月日

平成24年9月30日

当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象

(1) 当該事象の発生年月日

平成24年9月30日

(2) 当該事象の連結損益及び損益に与える影響額

個別損益に与える影響額

平成25年3月期第2四半期の個別決算において、子会社株式売却益216百万円を計上する見込みであります。

連結損益に与える影響額

平成25年3月期第2四半期の連結決算において、子会社株式売却益313百万円を計上する見込みであります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月27日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第29期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成25年2月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第30期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月26日

株式会社大戸屋ホールディングス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 杉 田 純
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鳥 居 陽
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大戸屋ホールディングス(旧社名 株式会社大戸屋)の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス(旧社名 株式会社大戸屋)及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成24年5月23日開催の取締役会決議に基づき、会社の従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成24年6月15日に付与している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社大戸屋ホールディングス(旧社名 株式会社大戸屋)の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社大戸屋ホールディングス(旧社名 株式会社大戸屋)が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

株式会社大戸屋ホールディングス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉 田 純

代表社員
業務執行社員 公認会計士 鳥 居 陽

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大戸屋ホールディングス(旧社名 株式会社大戸屋)の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス(旧社名 株式会社大戸屋)の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成24年5月23日開催の取締役会決議に基づき、会社の従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成24年6月15日に付与している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月12日

株式会社大戸屋ホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉 田 純 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 鳥 居 陽 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大戸屋ホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。